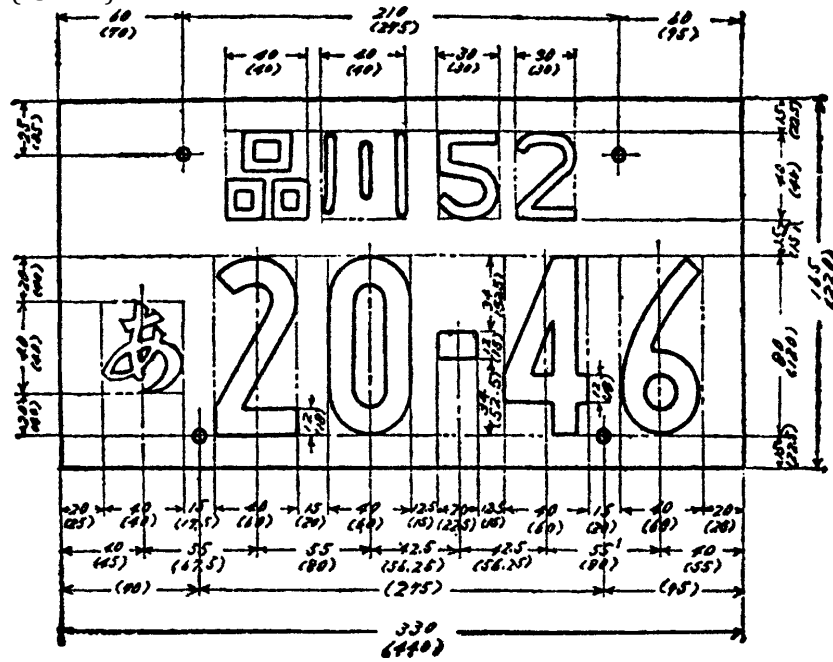
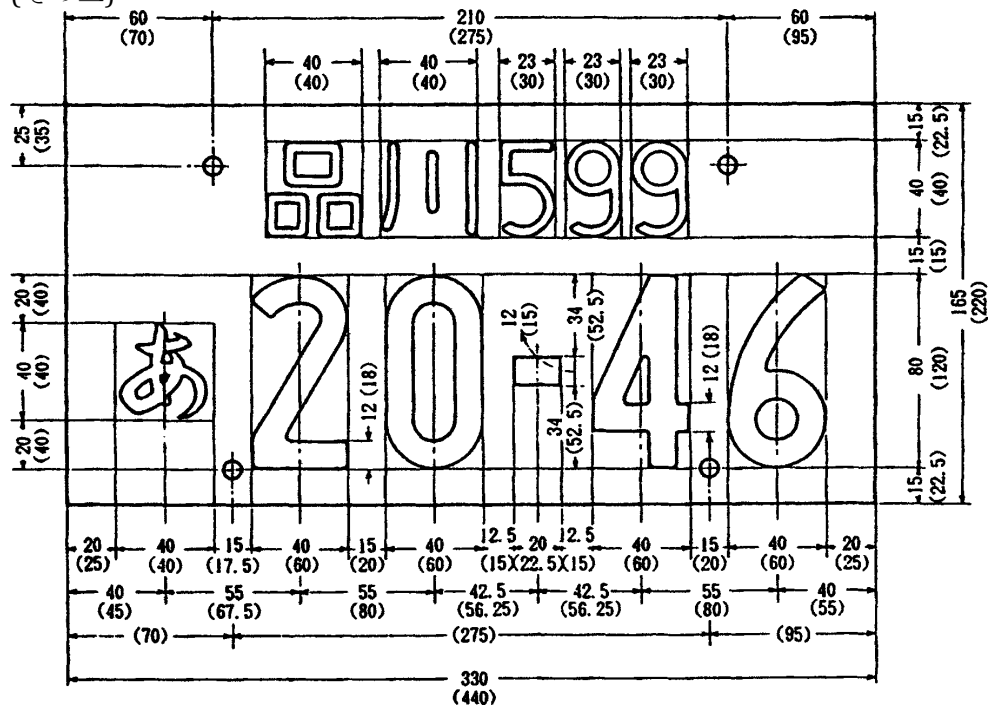


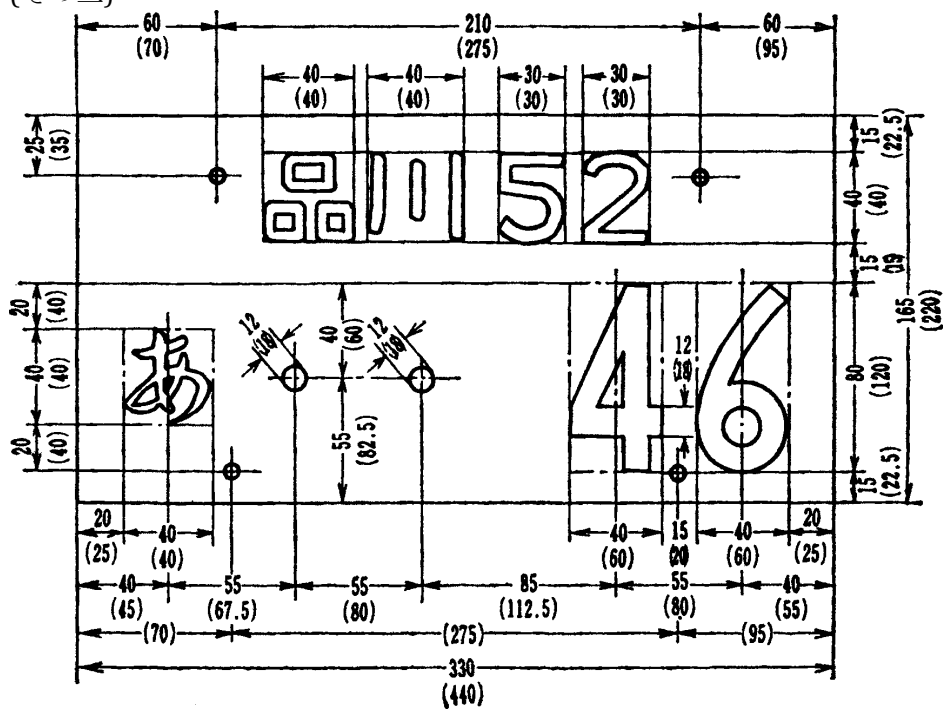
(その一)

←

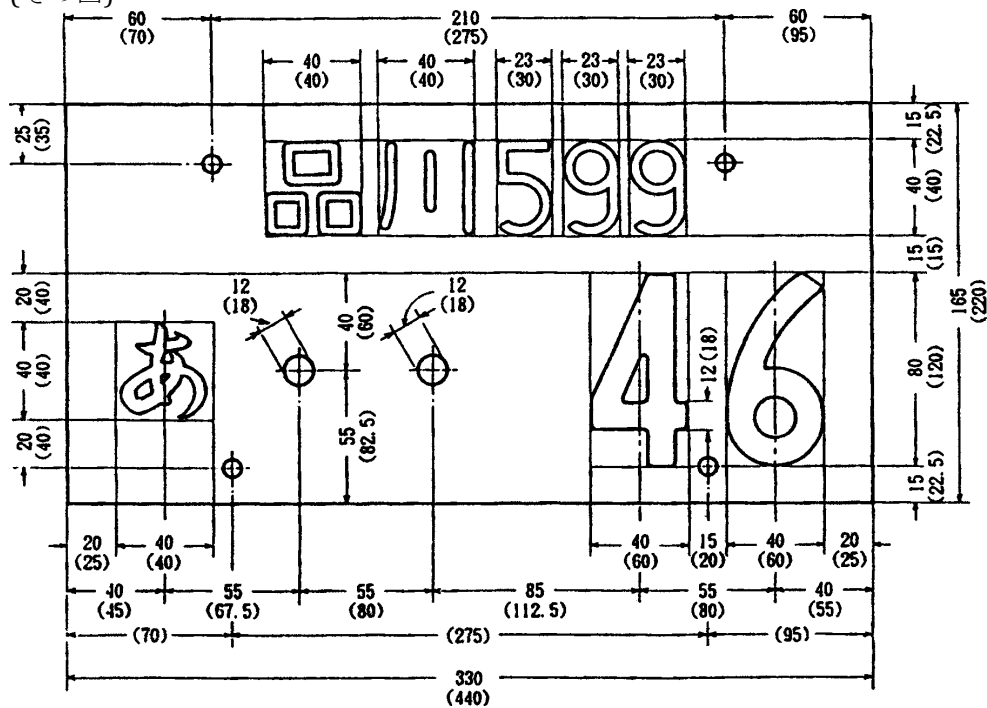




(その三)



(その四)



備 考

- (1) 自動車登録番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四けたであるときは図(その一)又は図(その二)、数字が三けた以下であるときは図(その三)又は図(その四)の例によること。
- (2) 自動車登録番号は、浮出しとすること。
- (3) 自動車登録番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とするほか、国土交通大臣の定めるところによる。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合((5)に規定する場合以外の場合であつて、自動車の種別及び用途による分類番号(以下この備考において「分類番号」という。)が一けたであるときを除く。)は、当該文字の横の長さは30ミリメートルとすること。ただし、普通自動車であつて、車両総重量が8,000キログラム以上のもの、最大積載量が5,000キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに取り付ける自動車登録番号標については、この限りでない。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケであるときに限る。)は、当該ケの縦の長さは33ミリメートル、横の長さは28ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは30ミリメートルとすること。ただし、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、当該ケの縦の長さは35ミリメートル、横の長さは30ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは40ミリメートルとすること。
- (6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該文字の横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは22ミリメートルとし、分類番号を表示するアラビア数字又はローマ字の横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは23ミリメートルとすること。ただし、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは分類番号が二字であるときは35ミリメートル、分類番号が三字であるときは33ミリメートルとし、分類番号を表示するアラビア数字又はローマ字の横の長さは30ミリメートルとすること。
- (7) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、括弧内に示す寸法は、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標における寸法とする。